

地方自治法施行令

昭和22年 5月 3日政令第16号

改正：令和 2年 3月11日政令第42号（国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-その他-	
施行日：令和 2年 3月15日	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月11日 政令 第42号～	
施行日：令和 2年 3月15日	
◆追加◆	附 則（令和二・三・一一政四二）抄
-改正法・附則- ～令和 2年 3月11日 政令 第42号～	
施行日：令和 2年 3月15日	
◆追加◆	（施行期日） 1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日〔令和二年三月一五日〕から施行する。

\*\*\*\*\*